

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和3年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
県民生活局				
愛媛県消費者教育 推進計画 【第2次】 [消費者教育の推進 に関する法律]	H30.9 〔H30～R4年度（5 年間）〕 〈当初H26.9〉	○目標 消費者市民社会の実現 ○課題 ・各ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の体系的な実施 ・消費者教育の人材（担い手）の育成 ・関連する他の消費者施策との連携 ○推進体制 ・県の役割と関係機関との連携・協働 「チーム愛媛」、「オール愛媛」	○	県民生活課 くらし安全・ 安心グループ (内線 2336)
http://www.pref.ehime.jp/h15100/syovuhisyakvouiku/suisinkeikau.html				
第2次愛媛県犯罪 の起きにくい安全 で安心なまちづく り推進計画 [愛媛県犯罪の起き にくい安全で安心な まちづくり条例]	H31.2 〔R元年度～ R5年度 (5年間)〕 〈当初H26.2〉	○趣旨 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進に関する 総合的な施策の展開を図る。 ○施策 1. 犯罪の防止のための自主的な活動の促進 2. 学校等における子どもの安全確保 3. 犯罪の防止に配慮した環境の整備 4. 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進 5. 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進 6. 犯罪被害者等に対する支援	○	県民生活課 くらし安全・ 安心グループ (内線 2336)
https://www.pref.ehime.jp/h15100/anzenansiniyourei/suisinkeikaku.html				
えひめ子ども・若 者育成ビジョン 【第2次】 [子ども・若者育成 支援推進法]	H28.3 〔H28～R2年度 (5年間)〕 〈当初: H23.9〉	○趣旨 明日の愛媛を担う、愛媛の子ども・若者の健やかな成長と 自立を、県民総ぐるみで支援していくための指針 ○基本方針 たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立 の促進 困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進 子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備	×	県民生活課 くらし安全・ 安心グループ (内線3407)
https://www.pref.ehime.jp/h15100/1195741_1929.html				
愛媛県再犯防止推 進計画 [再犯の防止等の推 進に関する法律]	R2.2 〔R2～R5年度（4年 間）〕	○趣旨 誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、犯罪や 非行をした者等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的に 展開。 ○重点課題 国・市町・民間団体等との連携強化 就労・住居の確保 保健医療・福祉サービス利用の促進 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	○	県民生活課 くらし安全・安 心グループ (内線2336)
https://www.pref.ehime.jp/h15100/saihan/kenkeikaku.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
第3次愛媛県男女 共同参画計画 [男女共同参画社会 基本法]	R3.3 [R3～R12年度 (10年間)]	<ul style="list-style-type: none"> ○目標 男女共同参画社会の実現 ○テーマ ～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、 持続可能な共生社会を目指して～ ○主要課題 <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の人権の尊重 2. 男女共同参画の視点に立った意識の改革 3. 意思決定の場への女性の参画拡大 4. 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 5. 雇用等における男女共同参画の推進 	○	男女参画・県 民協働課 男女参画グ ループ (内線 2332)
https://www.pref.ehime.jp/h15200/keikaku/r0303keikaku-index.html				
愛媛県配偶者から の暴力の防止及び 被害者の保護等に 関する基本計画 [配偶者からの暴力 の防止及び被害者の 保護等に関する法 律]	H18.2 [H21.2改定] [H27.2改定]	<ul style="list-style-type: none"> ○目標 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護 ○基本目標 <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力の根絶を目指す社会づくり 2. 保護体制の整備 3. 被害者の自立支援 4. 関係機関等の連携 	×	男女参画・県 民協働課 男女参画グ ループ (内線 2332)
https://www.pref.ehime.jp/h15200/dvkeikaku/keikakukaitei.html				
多様な主体による 協働指針	H25.3	<ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 多様な主体による協働により、目指すべき地域社会像と中期的な県の取り組むべき施策の方向性を定めるとともに、協働を推進するにあたっての基本的な考え方を明らかにする。 	×	男女参画・県 民協働課 県民協働グ ループ(内線 2305)
https://nv.pref.ehime.jp/kyoudou/index.html				
愛媛県人権施策推 進基本方針 [愛媛県人権尊重の 社会づくり条例]	R2.3改訂 [5年毎に 見直し] <当初:H16.12>	<ul style="list-style-type: none"> ○趣旨 差別や偏見のない、平等と参加の地域社会づくりを進める。 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進 ・人権擁護の推進 ・女性、子ども、高齢者、障がいのある人、 同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、 ハンセン病患者・回復者及びその家族、 犯罪被害者、性的指向・性自認(SOGI)、 インターネットによる人権侵害、 北朝鮮による拉致問題等、 様々な人権課題の取組の推進 	×	人権対策課 人権啓発係 (内線 2456)
http://www.pref.ehime.jp/h15900/1194180_1941.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和3年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	要	数値 目標	担当
防災局					
愛媛県消防広域化 推進計画	H20. 9. 12 [H25～29年度 (5年間)]	○目的 本県の消防力の強化を目指し、市町の消防の広域化の計画的かつ円滑な推進を図る。なお、市町の自主的な取り組みによる実現を期待する。 ○対象市町：県下全市町 ○組み合わせ目標 県下全域を一つに統合した消防本部体制を目指す。ただし、一定のメリットのある「県下3ブロック案」も視野に入れて選択する。 ○計画事項： 1. 自主的な消防の広域化を推進するための必要な措置事項 2. 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 3. 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項		×	消防防災安全課 消防係 (内線2316)
http://www.pref.ehime.jp/h15300/1189018_1922.html					
愛媛県石油コンビナート等防災計画 [石油コンビナート等災害防止法]	H30. 10修正 〈当初：S52.3〉	○特別防災区域 松山、新居浜、菊間、波方 ○目的 県内の特別防災区域の災害防止に関する基本的事項及び同区域の災害の発生、拡大の防止		×	消防防災安全課 保安係 (内線2320)
http://www.pref.ehime.jp/kurashi/bosai/hore/index.html					
第11次愛媛県交通安全計画 [交通安全対策基本法]	策定中 [R3～R7年度 (5年間)] 〈当初：S46.7〉	○趣旨 陸上交通の安全に関する施策の大綱 ○目標 令和7年までに、交通事故による ①年間の24時間死者数を33人以下にする。 ②年間重傷者数を400人以下にする。 ○対策(案) 交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実、損害賠償の適正化などの被害者支援の推進、踏切道の立体交差化・統廃合の促進など		○	消防防災安全課 交通安全推進係 (内線2321)
https://www.pref.ehime.jp/h15300/1178572_1922.html					
令和3年度愛媛県交通安全実施計画 [交通安全対策基本法]	策定予定 R3. 8 [毎年度改定]	○趣旨 現在策定中の「第11次愛媛県交通安全計画」の方針に従い、令和3年度中における陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたもの。 ○目的 関係機関・団体と連携を図りながら、子供と高齢者の交通事故防止及び自転車の安全利用対策を重点として取り組み、交通事故の絶無を目指す。 ○計画事項(案) 1 道路交通の安全 2 鉄道交通の安全 3 踏切道における交通の安全		×	消防防災安全課 交通安全推進係 (内線2321)
https://www.pref.ehime.jp/h15300/jisshikeikaku/base.html					

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県地域防災計画（風水害等対策編） [災害対策基本法]	R3.2修正 〈当初：S38.8〉	○趣旨 風水害等一般災害対策の強化 ○目的 情報連絡・伝達体制の強化、広域的な防災体制の確立、ライフライン及び交通通信の確保等	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaikeikaku/bousaikeikaku.html				
愛媛県地域防災計画（地震災害対策編） [災害対策基本法]	R3.2修正 〈当初：S38.8〉	○趣旨 地震災害対策の強化 ○目的 風水害等対策編と同様	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaikeikaku/bousaikeikaku.html				
愛媛県地域防災計画（津波災害対策編） [災害対策基本法]	R3.2修正 〈当初：H24.10〉	○趣旨 津波災害対策の強化 ○目的 風水害等対策編と同様	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaikeikaku/bousaikeikaku.html				
愛媛県危機管理計画	H28.4改定 〈当初：H17.1〉	○趣旨 災害、有事以外のその他の危機事案への対策強化 ○目的 危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組み方針を定め、その被害・損失を最小限にとどめる。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/keikaku-kousou.html				
愛媛県国民保護計画 [国民保護法]	H30.7変更 〈当初：H18.3〉	○趣旨 有事における被害最小化のための対策強化 ○目的 有事が発生した場合に、県民の避難、救助、武力攻撃災害への対処などの具体的な対応を定め、県民の生命、身体及び財産を保護する。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/keikaku-kousou.html				
愛媛県業務継続計画	(本庁版) H22.3 [R3.3改定] (地方局版) H24.3 [R3.3改定]	○目的 南海トラフ地震など大規模災害を始めとする非常事態発生時に継続して実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、人的・物的資源の優先配分やその事務手続、指揮命令系統など必要な措置や各種対策を定めることにより、非常時における適切な業務の執行を図ることを目的とする。	×	防災危機管理課 防災企画グループ (内線2317)
http://www.pref.ehime.jp/bosai/keikaku-kousou.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
えひめ震災対策アクションプラン	H27. 3 [H27～R6 (10年間)] [R2. 3修正]	○目的 東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、県地震被害想定調査結果等を踏まえ、本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、本プランを策定し、ハード・ソフトの両面から効果的、総合的に防災・減災対策を推進する。 ○減災目標 想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる。	○	防災危機管理課 南海トラフ対策グループ (内線 2325)
http://www.pref.ehime.jp/h15350/oshirase/20150526-1.html				
愛媛県広域防災活動要領	H27. 3 [R3. 3改定]	○趣旨 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、県内18カ所の「広域防災拠点」を中心に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や、食料や飲料水などの必要物資を円滑に受け入れるための基本的な体制や手順を定める。	×	防災危機管理課 南海トラフ対策グループ (内線 2325)
http://www.pref.ehime.jp/h15350/oshirase/20150526-2.html				
愛媛県地域強靱化計画 [国土強靱化基本法]	H28. 3 [H28～R6] [R2. 3修正]	○趣旨 本県において想定される南海トラフ地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として策定 ○基本理念 強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指す	○	防災危機管理課 南海トラフ対策グループ (内線 2325)
http://www.pref.ehime.jp/h15350/kyoujin/kyoujin.html				
愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編) [災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法]	R3. 2 〈S52. 2〉	○趣旨 原子力災害対策の強化 ○目的 原子力災害及び複合災害対策について定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する	×	原子力安全対策課 原子力防災グループ (内線 2341)
http://www.pref.ehime.jp/h15550/keikaku/bousaikeikaku.html				
愛媛県広域避難計画	H31. 3 〈H25. 6〉	○趣旨 原子力災害時における円滑な避難対応のため定めたもの。 ○目的 原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、県及び各市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策を迅速かつ的確に実施し、県民の安全・安心を確保するため。	×	原子力安全対策課 原子力防災グループ (内線 2341)
https://www.pref.ehime.jp/h15550/keikaku/kouikihinan31.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和3年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県緊急時モニタリング計画	R3.4 (H27.3)	○趣旨 原子力災害対策の強化 ○目的 原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項等について定め、国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に遂行することを目的とする。	×	原子力安全対策課 原子力監視グループ (内線 2352)
https://www.ensc.jp/pc/user/HOUDOU/kinkyuuzikeikaku/kinkyuuzikeikaku.htm				
令和3年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画	R3.4 〔毎年度改定〕	○趣旨 伊方発電所周辺の環境保全等 ○目的 伊方発電所周辺における環境放射線等の調査内容について定め、伊方発電所周辺の環境保全を図るとともに、公衆の安全と健康を守ることを目的とする。	×	原子力安全対策課 原子力監視グループ (内線 2352)
https://www.ensc.jp/pc/user/HOUDOU/r03/o030401/R3tyousakeikaku.pdf				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
環境局				
第三次えひめ環境基本計画 [愛媛県環境基本条例]	R2. 2 [R2～R6年度 (5年間)] 〈当初：H22. 2 第二次28. 2〉	○趣旨 平成28年2月に「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策について、総合的かつ計画的に推進してきたが、令和元年度末に計画期間が終了し、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、「第三次えひめ環境基本計画」を策定 ○目指すべき将来像 環境と経済の好循環による「愛顔あふれる持続可能なえひめ」 ○基本目標 ・かけがえのない環境の保全 ・目指すべき3つの社会の実現 ・未来を支える人づくり・しくみづくり	○	環境政策課 環境計画係 (内線 2346)
http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/hozen/keikaku/kihonkeikaku/top.html				
愛媛県バイオマス活用推進計画 [バイオマス活用推進基本法]	H24. 6 [H24～R3年度 (10年間)] [H30. 5改定] [R3年度改定 予定]	○趣旨 平成16年度に策定した「バイオマス利活用マスタープラン」の進捗状況を踏まえるとともに、国の「バイオマス活用推進基本計画」や最新の活用技術などを考慮して、「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定 ○基本方針 県内全域で、県民みんなが参加する取組みに広げ、本県におけるバイオマス活用の実践を着実に進展させていくことに主眼を置き、 ○みんなでバイオマス ○広げようバイオマス ○チャレンジしようバイオマス の3つを基本方針として、10の施策でバイオマスの活用推進に取り組む。	○	環境政策課 温暖化対策グループ (内線 2349)
http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/biomass/master.html				
愛媛県地球温暖化対策実行計画 [地球温暖化対策の推進に関する法律] [気候変動適応法]	H22. 2 [H27. 3改定] [H29. 6改定] [R2. 2改定]	○目的 私達の生活に多大な影響を及ぼす地球温暖化問題について、本県の自然的・社会的条件を踏まえた具体的な温室効果ガス削減対策である「緩和策」とともに、気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」の取組方針を明らかにするもの ○削減目標 [県の区域全体での温室効果ガス排出量の削減] ・基準年 2013年度 ・目標年及び削減目標 長期目標 (2050年度) 実質ゼロ 中期目標 (2030年度) 同 △27% [県事務事業に係る温室効果ガスの削減] ・基準年 2013年度 ・目標年及び削減目標 2030年度 基準年比△17%以上	○	環境政策課 温暖化対策グループ (内線 2349)
http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/hozen/keikaku/ondankaboushi/index.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
令和2年度愛媛県 グリーン購入推進 方針 [国等による環境物 品等の調達等の推進等 に関する法律]	R2. 8 [毎年度改定] 〈当初：H13〉	○趣旨 県が商品サービスの購入に当たり、より環境負荷が少ない 商品等を選択するグリーン購入を推進することにより県民や 事業者、市町にグリーン購入を普及促進させ、地球温暖化防 止の積極的な推進と循環型社会の構築を図る ○対象範囲 県のすべての機関 ○重点対象物品 日常的に購入する事務用品や公共工事用材を中心に22分野 278品目を重点対象物品として指定している	×	環境政策課 温暖化対策グ ループ (内線 2349)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/green.html				
愛媛県全県域生活 排水処理構想(第 3次)	H30. 3 [H25～R4年度 (10年間)] 〈当初：H10. 3〉	○理念 快適でうるおいのある水環境の創造 ○施策 全県域における生活排水処理施設の計画的・効率的整備の 促進	○	環境政策課 水・土壌環境 係 (内線 2350)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/kousou/kousou.html				
化学的酸素要求 量、窒素含有量及 びりん含有量に係 る総量削減計画 【第8次】 [水質汚濁防止法、 瀬戸内海環境保全特 別措置法]	H29. 6 [目標年度： R元年度] 〈当初：S55. 3〉	○趣旨 瀬戸内海に流入するCOD(化学的酸素要求量)、窒素及 びりんの負荷量を削減し、水質汚濁等を防止 ○施策 生活排水対策、産業排水対策、その他(農地・畜産・養殖漁 場)の汚濁発生源に対する対策等	○	環境政策課 水・土壌環境 係 (内線 2350)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/index_keikaku.html#K4				
瀬戸内海の環境の 保全に関する愛媛 県計画 【第7次】 [瀬戸内海環境保全 特別措置法]	H28. 11 [概ね10年間] ※概ね5年ごとに進 捗状況の点検。	○目標 水質環境基準の達成維持、瀬戸内海特有の優れた自然景観 の保全等 ○施策 水質の保全及び管理、沿岸域環境の保全、再生及び創出、 下水道等の整備の促進、環境保全思想の普及等	×	環境政策課 水・土壌環境 係 (内線 2350)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hozen/keikaku/index_keikaku.html#K3				
第四次えひめ循環 型社会推進計画 (愛媛県廃棄物処 理計画) [循環型社会形成推 進基本法、廃棄物の 処理及び清掃に関す る法律]	H29. 3 [H28～R2年度 (5年間)] 〈当初：H12. 3〉 [R4. 2改定予定]	○趣旨 資源の循環的利用と廃棄物の減量化、適正処理を進める 「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」により、環境と 調和した暮らしづくりを推進する。 ○基本理念 調和と循環により、かけがえのない環境を守る「やさしい 愛顔」づくり ○基本方針 3Rの推進、廃棄物の適正処理の確保、循環型社会ビジネ スの振興、災害廃棄物処理体制の構築	○	循環型社会 推進課 計画推進グ ループ (内線 2356)
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				
第9期愛媛県分別 収集促進計画 [容器包装に係る分 別収集及び再商品化 の促進等に関する法 律]	R元. 8 [R2～6年度 (5年間)] 〈当初：H8. 11〉 [3年毎に見直し]	○目的 容器包装廃棄物の適正処理と有効利用 ○基本的方向 容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集と再商品化の促進等	×	循環型社会 推進課 計画推進グ ループ (内線 2356)
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛エコタウンプラン	H18.1 (エコタウン プラン承認)	○趣旨 環境ビジネスを育成し、循環型社会の構築を図るための民間活動を利用したリサイクル関係施設の整備を進める	×	循環型社会 推進課 計画推進 グループ (内線 2356)
http://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/keikaku/index.html				
えひめプラスチック資源循環戦略	R2.3	○趣旨 本県のプラスチック資源循環を総合的に推進するため、本戦略を策定し、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組を進め、効果的な発生抑制対策や不適正処理の防止を図る。 ○目標 3R+Renewable (持続可能な資源) ○重点戦略 (1)プラスチック資源循環の促進 (2)海洋プラスチックごみ対策の推進	○	循環型社会 推進課 計画推進 グループ (内線3529)
https://www.pref.ehime.jp/h15700/plastic/r02_senryaku.html				
愛媛県食品ロス削減推進計画	R3.3 [R3～R7年度 (5年間)]	○趣旨 消費者、事業者、関係団体及、行政等が協働のもと、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民活動として循環型社会づくりと脱炭素社会づくりに資する先進的な食品ロス削減に取り組む。 ○目標 【推進目標】 2025年度までに、2020年度比で食品ロス量の10%削減を達成 【長期目標】 2030年度までに、2000年度比で食品ロス量の半減以上を達成 ○重点政策 (1)家庭での取組み促進 (2)食品小売業の取組みに対する支援 (3)外食産業の取組みに対する支援 (4)フードバンク活動の活性化	○	循環型社会 推進課 計画推進 グループ (内線3529)
https://www.pref.ehime.jp/h15700/foodloss/keikaku.html				
愛媛県ごみ処理広域化計画 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律]	H10.3 [H10～ 概ね10年間]	○趣旨 ダイオキシン削減のための広域的处理体制の構築 ○基本方針 排出抑制と資源化の推進、焼却施設の集約化(5ブロック・8施設)、焼却残渣の高度処理、最終処分場の確保・コストの削減	○	循環型社会 推進課 一般廃棄物係 (内線 2357)
http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/hakusho/h20/documents/siryoku11_2.pdf				
愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画 [海岸漂着物処理推進法]	H24.1 [H29.2改定]	○目的 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図る。 ○基本理念 「人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海岸をみんなで守る」 ○基本方針 1. 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進 2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進	×	循環型社会 推進課 一般廃棄物係 (内線 2357)
http://www.pref.ehime.jp/h15700/1196279_1933.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

県民環境部

[令和3年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県災害廃棄物 処理計画	H28. 4	○趣旨 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した場合における災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。 ○構成 ・平常時（災害予防）の取組みについて ・応急対応時の取組みについて ・復旧・復興時の取組みについて	×	循環型社会推進課 一般廃棄物係 (内線2357)
https://www.pref.ehime.jp/h15700/saigaihaikibutsu/keikaku.html				
第12次鳥獣保護管 理事業計画 [鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正 化に関する法律]	H29. 3 [H29～R3年度 (5年間)] [R2. 3：一部変更]	○鳥獣保護区等 鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の指定 ○計画事項 鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の捕獲、第二種特定鳥獣管理計画、鳥獣の生息状況調査 等	×	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/chouiyu/chouiyu_keikaku.html				
第二種特定鳥獣管 理計画「第4次愛 媛県イノシシ適正 管理計画」 [鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正 化に関する法律]	H29. 3 [H29～R3年度 (5年間)] [R2. 3：一部変更]	趣旨 イノシシの長期にわたる安定的な生息数の維持とイノシシによる農作物等被害の防止 ○内容 1. イノシシ捕獲圧の強化（狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、狩猟における禁止猟法の一部解除、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施） 2. 生息地の保護及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 資源としての有効活用計画推進体制の整備 6. 計画推進体制の整備	○	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/chouiyu/chouiyu_keikaku.html				
第二種特定鳥獣管 理計画「第3次愛 媛県ニホンジカ適 正管理計画」 [鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正 化に関する法律]	H29. 3 [H29～R3年度 (5年間)]	○趣旨 ニホンジカの長期にわたる安定的な生息水準の維持とニホンジカによる農作物等被害の防止 ○内容 1. 捕獲圧の強化（狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、狩猟における禁止猟法の一部解除、捕獲数制限の解除、効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施） 2. 生息地の保護及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 資源としての有効活用計画推進体制の整備 6. 計画推進体制の整備	○	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/chouiyu/chouiyu_keikaku.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧

[令和3年4月1日現在]

県民環境部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
第二種特定鳥獣管理計画「第1次愛媛県ニホンザル適正管理計画」 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律]	R2. 3 [R2～3年度 (2年間)]	○趣旨 ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農作物等被害の軽減 ○内容 1. 個体群管理（モニタリングステップ、捕獲オプションの選択、効果的な捕獲手法の導入） 2. 生息地の環境保全及び整備 3. 被害防除対策の推進 4. モニタリング等調査研究の実施 5. 計画推進体制の整備	×	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
https://www.pref.ehime.jp/h15800/choujyu/choujyu_keikaku.html				
愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針 [愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例]	H20. 9. 24	○趣旨 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第8条第1項の規定に基づき、野生動植物の多様性の保全を図るための8つの基本的な事項を定めた。 ○内容 1 野生動植物の多様性の保全に関する基本的な構想 2 希少野生動植物の保護に関する基本的な事項 3 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項 4 特定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項 5 特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項 6 保護管理事業に関する基本的な事項 7 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響を防止するための対策に関する基本的な事項 8 その他野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項	×	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
http://www.pref.ehime.jp/h15800/1189030_1934.html				
生物多様性えひめ戦略 【第2次】 [生物多様性基本法]	H29. 2 [H29～R8年度 (10年間)] [5年毎に見直し] 〈当初: H23. 12〉	○趣旨 人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる社会の実現 ○目 標 ①生物多様性の保全と管理 ②生物多様性の恵みの持続可能な利用 ③多様な人々の連携・協働 ○行動計画 ①生物多様性の保全と人の営みの調和の推進 ②社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進 ③生物多様性の価値の理解と行動の促進 ④未来につなぐ人材育成とネットワークの構築	○	自然保護課 生物多様性係 (内線 2368)
http://www.pref.ehime.jp/h15800/senryaku29/senryaku2.html				